

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (令和3年11月修正)	修正案 (令和4年11月修正)	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
8	2 県関係機関 (3) 愛知県尾張県民事務所 ア 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 イ 市の <u>実施する被災者の救助の応援及び調整</u> を行う。 ウ <u>市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、調整を行う。</u> エ <u>可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。</u> (6) 愛知県尾張農林水産事務所 イ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、災害復旧事業の実施 <u>及び指導</u> を行う。	2 県関係機関 (3) 愛知県尾張県民事務所 ア 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 イ 市の <u>災害対策業務に対する支援</u> を行う。 ウ <u>緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付を行う。</u> (削除) (6) 愛知県尾張農林水産事務所 イ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、 <u>これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言</u> を行う。	表記の整理 現在の事務内容に更新 表記の整理
8 10	4 指定公共機関 (1) 日本赤十字社 ア 必要に応じ所定の常備 <u>救護班</u> が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、(略) イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) (10) ソフトバンク株式会社 (略) <u>(追加)</u>	4 指定公共機関 (1) 日本赤十字社 ア 必要に応じ所定の常備 <u>医療救護班</u> が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、(略) イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) (10) ソフトバンク株式会社 (略) <u>(11) 楽天モバイル株式会社</u> <u>ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u>	表記の整理 指定公共機関の追加に伴う修正

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正案（令和4年11月修正）	備考
	(11) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、(略)	(12) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、(略)	
11	6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (2) 小牧市医師会 ア 会員による医療・救護班を編成し、医療及び助産の業務を行う。 イ (略) ウ (略)	6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (2) 小牧市医師会 ア 会員による医療救護班を編成し、医療及び助産の業務を行う。 イ (略) ウ (略)	表記の整理
第2編 災害予防		第2編 災害予防	
第1章 防災協働社会の形成推進		第1章 防災協働社会の形成推進	
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携		第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
15	1 市における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 行政、市民、自主防災組織等に対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)	1 市における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 <u>市は</u> 、行政、市民、自主防災組織等に対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)	表記の整理
16	4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備 イ 社会福祉協議会は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、災害ボランティア支援センターの立ち上げ訓練を行う。	4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備 イ <u>市及び</u> 社会福祉協議会は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、 <u>広域</u> ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。	表記の整理
第3節 企業防災の促進		第3節 企業防災の促進	
17	実施担当 <u>企業立地推進課</u> 、商工振興課	実施担当 <u>企業立地・次世代産業推進課</u> 、商工振興課	組織改正に伴う修正
第2章 水害予防対策		第2章 水害予防対策	
第3節 浸水想定区域における対策		第3節 浸水想定区域における対策	
21	1 洪水浸水想定区域の指定 (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、(略)	1 洪水浸水想定区域の指定 (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、(略)	表記の整理
22	3 市における措置 (1) 洪水浸水想定区域 ①庄内川水系新川（大山川）浸水想定区域 (略)	3 市における措置 (1) 洪水浸水想定区域 ①庄内川水系新川（大山川）浸水想定区域 (略)	庄内川水系新川（五条川上流）浸水想定区域

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (令和3年11月修正)	修正案 (令和4年11月修正)	備考				
23	<p><u>追加</u></p> <p>②庄内川水系庄内川浸水想定区域</p> <p>③ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>②庄内川水系新川 (五条川上流) 浸水想定区域</p> <p>対象地域：藤島二丁目、藤島居屋敷</p> <p>③庄内川水系庄内川浸水想定区域</p> <p>④ (略)</p> <p>(7) 市長の助言・勧告</p> <p>市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</p>	<p>の追記 (避難情報に関するマニュアルの表記と統一)</p> <p>水防法改正 (第15条) に伴う修正</p>				
23	<p>5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>(2) 訓練の実施</p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p>	<p>5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>(2) 訓練の実施</p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告</p>	<p>水防法改正 (第15条) に伴う修正</p>				
第5節 農地防災対策		第5節 農地防災対策					
25	<p>1 東海農政局、県、市及び土地改良区における措置</p> <p>(4) (略)</p> <p>また、防災重点ため池 (決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池) について、(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>附属資料第</td> <td>3.5 防災重点ため池</td> </tr> </table>	附属資料第	3.5 防災重点ため池	<p>1 東海農政局、県、市及び土地改良区における措置</p> <p>(4) (略)</p> <p>また、防災重点農業用ため池 (決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池) について、(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>附属資料</td> <td>3.5 防災重点農業用ため池</td> </tr> </table>	附属資料	3.5 防災重点農業用ため池	<p>「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行に伴う整理</p>
附属資料第	3.5 防災重点ため池						
附属資料	3.5 防災重点農業用ため池						
第3章 土砂災害等予防対策		第3章 土砂災害等予防対策					
第2節 土砂災害の防止		第2節 土砂災害の防止					
27	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等に関する措置</p> <p>適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害危険箇所についての情報提供を行うものとする。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>土石流発生基準雨量等の設定、土砂災害に対する予報又は警報の発令及び伝達、避難、その他警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を県から受け、土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については土砂災害危険箇所) の住民への周知体制の整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等に関する措置</p> <p>適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害警戒区域等についての情報提供を行うものとする。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>土石流発生基準雨量等の設定、土砂災害に対する予報又は警報の発令及び伝達、避難、その他警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を県から受け、土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域の住民への周知体制の整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため</p>				

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (令和3年11月修正)	修正案 (令和4年11月修正)	備考
28	<p>2 県における措置</p> <p><u>(1) 土砂災害警戒区域等の指定</u> 県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により<u>土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）</u>、山地災害危険地区を把握する。</p> <p><u>(2) 山地災害危険地区の把握</u> ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、<u>土砂災害危険箇所等について</u>、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。 (略)</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、<u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果に関する資料</u>を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。 イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。 ウ 土石流危険渓流 ① 標識等による住民への周知 ② 土石流を受け止める砂防えん堤の設置</p> <p><u>エ</u> 山地災害危険地区 (略)</p> <p>(5) 土砂災害監視システムによる情報提供 県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を<u>市町村や住民に提供する土砂災害監視システムの整備を行う</u>。</p>	<p>2 県における措置</p> <p><u>((2)へ移行)</u></p> <p><u>(1) 土砂災害警戒区域等の指定</u> ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。 (略)</p> <p><u>(2) 山地災害危険地区の把握</u> 県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により、山地災害危険地区を把握する。</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、<u>土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料</u>を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。 イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>ウ</u> 山地災害危険地区 (略)</p> <p>(5) 土砂災害監視システムによる情報提供 県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を<u>土砂災害監視システムにより市町村や住民に提供する</u>。</p>	<p>土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため</p>

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正案（令和4年11月修正）	備考
	第3節 砂防対策	第3節 砂防対策	
29	1 中部地方整備局及び県における措置 (3) 総合土砂災害対策 近年の土石流、崖崩れ災害等の頻発に鑑み、上記の防災施設を整備するほか、 <u>土砂災害危険箇所</u> の周知、警戒避難体制の確立に関する必要な支援、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を実施する。 (略)	1 中部地方整備局及び県における措置 (3) 総合土砂災害対策 近年の土石流、崖崩れ災害等の頻発に鑑み、上記の防災施設を整備するほか、 <u>土砂災害警戒区域等</u> の周知、警戒避難体制の確立に関する必要な支援、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を実施する。 (略)	土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため
	第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	
31	2 市における措置 (略) <u>(追加)</u>	2 市における措置 (略) <u>(4) 市長の助言・勧告</u> <u>市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u>	土砂災害防止法の改正に伴う修正
31	3 要配慮者施設の所有者又は管理者における措置 (略) (2) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を使用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施	3 要配慮者施設の所有者又は管理者における措置 (略) (2) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を使用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 <u>及び市長への報告</u>	土砂災害防止法の改正に伴う修正
	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策	
	第3節 道路災害対策	第3節 道路災害対策	
36	3 県、警察及び市における措置 (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備 県、警察は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山(崖)くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。	3 県、警察及び市における措置 (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備 県、警察 <u>及び市</u> は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山(崖)くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。	関係機関の整理
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化	
	第4節 防災建造物整備対策	第4節 防災建造物整備対策	
46	4 県、市及び私立各学校等管理者における措置 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	4 県、市及び私立学校管理者における措置 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	表記の整理

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (令和3年11月修正)	修正案 (令和4年11月修正)	備考
55	6 情報の収集・連絡体制の整備等 (3) 被災者等への情報伝達 (略) また、 電気 通信事業者は、(略)	6 情報の収集・連絡体制の整備等 (3) 被災者等への情報伝達 (略) また、通信事業者は、(略)	表記の整理
56	1 1 災害廃棄物処理に係る事前対策 (2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県は、愛知県災害廃棄物処理計画 <u>(平成28年10月)</u> に基づき、(略)	1 1 災害廃棄物処理に係る事前対策 (2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県は、愛知県災害廃棄物処理計画 <u>(策定：平成28年10月、改定：令和4年1月)</u> に基づき、(略)	愛知県災害廃棄物処理計画の改定に伴う修正
	第8章 避難行動の促進対策	第8章 避難行動の促進対策	
	■ 基本方針	■ 基本方針	
58	○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に 避難情報 を発令する。	○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。	表記の整理
61	第3節 避難情報に関するマニュアルの作成	第3節 避難情報に関するマニュアルの作成	
61	1 市における措置 (1) マニュアルの作成 イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること (ウ) 土砂災害警戒情報、大雨警報(土砂災害)の危険度分布、(略) キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること (ア) 避難の指示等を発令する基準は、(略) 水防警報の 発令 など、(略)	1 市における措置 (1) マニュアルの作成 イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること (ウ) 土砂災害警戒情報、 土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、(略) キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること (ア) 避難の指示等を発令する基準は、(略) 水防警報の 発表 など、(略)	表記の整理
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等	
67	1 市における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等	1 市における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、 Wi-Fi(無線LAN) 、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等	設備の整備による追記
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
70	1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (4) 避難行動要支援者対策 ウ 個別避難計画の作成等 (略)	1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (4) 避難行動要支援者対策 ウ 個別避難計画の作成 (略)	児童委員の追記(防災基本計画の表記と統

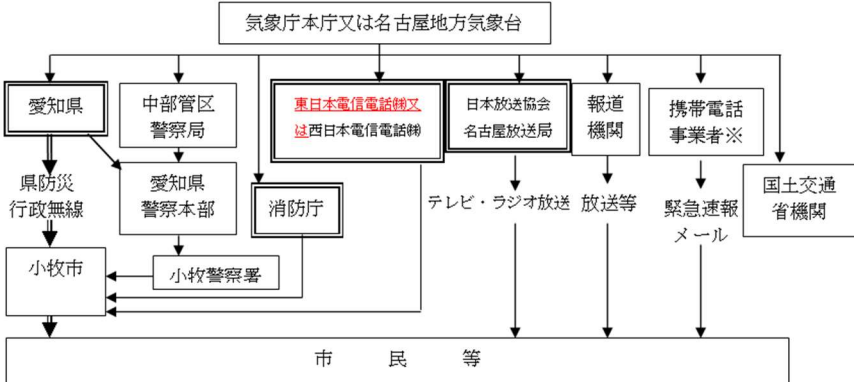
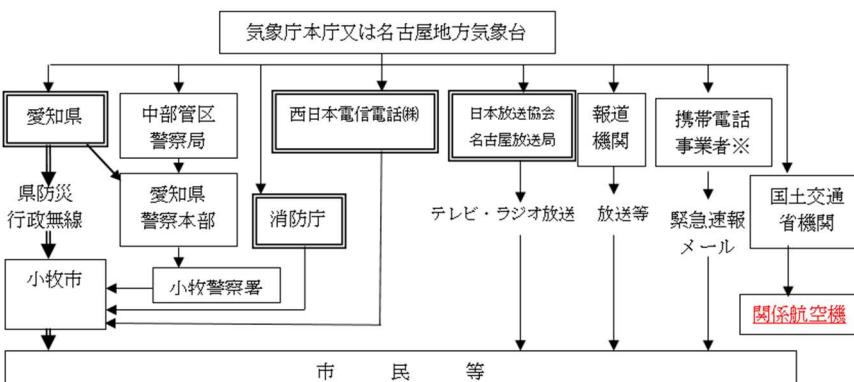
風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正案（令和4年11月修正）	備考
71	<p>(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 市は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。</p> <p>(6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (ア) 計画の作成等 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。</p>	<p>(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 市は、消防機関、警察、民生委員、<u>児童委員</u>、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者<u>について、情報提供</u>の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。</p> <p>(6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (ア) 計画の作成等 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、<u>市長に報告</u>するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、<u>その結果を市長に報告</u>するものとする。</p>	<p>一)</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
72	<p>(略) <u>(追加)</u></p>	<p>(略) <u>(オ) 市長の助言・勧告</u> <u>市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u></p>	<p>水防法の改正等に伴う修正</p>
	第10章 広域応援・受援体制の整備	第10章 広域応援・受援体制の整備	
	第1節 広域応援・受援体制の整備	第1節 広域応援・受援体制の整備	
74	<p>2 市及び県における措置 (3) 受援体制の整備 (略) また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員<u>確保</u>制度を活用した応援職員の受け入れについて、(略)</p>	<p>2 市及び県における措置 (3) 受援体制の整備 (略) また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員<u>派遣</u>制度を活用した応援職員の受け入れについて、(略)</p>	<p>表記の整理</p>
	第4節 防災活動拠点の確保等	第4節 防災活動拠点の確保等	
75	<p>1 市及び県における措置 (略)また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する<u>愛知県</u>の基幹的広域防災拠点を空港と高速道路網の二つに直結する「名</p>	<p>1 市及び県における措置 (略)また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「<u>愛知県基幹的広域防災拠点</u>」を空港と高速道路網の二つに直結する「名</p>	<p>愛知県基幹的広域防災拠点の整備計画修正に</p>

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正案（令和4年11月修正）	備考
	古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。 <u>なお、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園として活用する。</u>	古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。 <u>当該拠点には、消防学校と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。</u>	伴う修正
	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第1節 防災訓練の実施	第1節 防災訓練の実施	
77	実施担当 防災危機管理課、 <u>総務課</u> 、教育総務課、消防総務課、予防課、消防署	実施担当 防災危機管理課、 <u>資産管理課</u> 、教育総務課、消防総務課、予防課、消防署	所掌事務の変更による修正
79	2 市及び私立各学校等管理者における措置	2 市及び私立学校管理者における措置	表記の整理
	第3節 防災のための教育	第3節 防災のための教育	
81	1 市及び私立各学校等管理者における措置	1 市及び私立学校管理者における措置	表記の整理
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営	
86	1 市における措置 (2) 本部員会議の組織運営 ア 本部員会議の協議（指示）事項 (略) (オ) 避難の指示 <u>勧告</u> に関すること。	1 市における措置 (2) 本部員会議の組織運営 ア 本部員会議の協議（指示）事項 (略) (オ) 避難の指示に関すること。	表記の整理
	第3節 災害救助法の適用	第3節 災害救助法の適用	
89	1 県における措置 (3) 市町村への委任 表中 「救助の種類」-「学用品の給与」 <u>市町村立小・中学校等</u> 児童生徒分 <u>県立高等学校、特別支援学校等</u> 、私立学校等児童生徒分	1 県における措置 (3) 市町村への委任 表中 「救助の種類」-「学用品の給与」 <u>市立学校</u> 児童生徒分 <u>県立学校</u> 、私立学校等児童生徒分	表記の整理
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	
91	表中 機関名：市 事前 欄	表中 機関名：市 事前 欄	表記の整理

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (令和3年11月修正)	修正案 (令和4年11月修正)	備考						
	「○ 立退きの指示・ 勧告 」	「○ 立退きの指示」							
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置							
92	表中 <u>(追加)</u>	表中 <table border="1" data-bbox="1115 312 1973 432"> <tr> <td data-bbox="1115 312 1328 352">第4節 広域避難</td> <td data-bbox="1328 312 1552 352">市</td> <td data-bbox="1552 312 1973 352">1 広域避難に係る協議</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1328 352 1552 432">県</td> <td data-bbox="1552 352 1973 432">1 広域避難に係る協議 2 居住者等の運送</td> </tr> </table>	第4節 広域避難	市	1 広域避難に係る協議		県	1 広域避難に係る協議 2 居住者等の運送	表記の整理
第4節 広域避難	市	1 広域避難に係る協議							
	県	1 広域避難に係る協議 2 居住者等の運送							
	第1節 気象警報等の伝達	第1節 気象警報等の伝達							
93	<p>2 気象警報等の伝達系統 (略) (図1) 気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統 ウ 気象予警報等の伝達系統は次のとおりである。 (ア) 気象、水象に関する予警報の伝達系統</p>  <p>※気象庁から東日本電信電話㈱又は西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 ※緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>2 気象警報等の伝達系統 (略) (図1) 気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統 ウ 気象予警報等の伝達系統は次のとおりである。 (ア) 気象、水象に関する予警報の伝達系統</p>  <p>※気象庁から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 ※緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	関係機関の整理						
94	図5 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])	図5 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])	関係機関の整理						

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (令和3年11月修正)	修正案 (令和4年11月修正)	備考
	<p>(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、県と名古屋地方気象台が共同して発表する。</p>	<p>(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、県と名古屋地方気象台が共同して発表する。</p>	
95	<p>第2節 避難情報</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難情報</p> <p>イ [警戒レベル4] 避難指示 (略)</p> <p>なお、当該災害の発生により、市長が避難のための立退き勧告等の事務を全部又は大部分実施できないときは、(略)</p> <p>ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難 (略)</p> <p>なお、夜間、早朝に避難指示を発令するような (略)</p>	<p>第2節 避難情報</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難情報</p> <p>イ [警戒レベル4] 避難指示 (略)</p> <p>なお、当該災害の発生により、市長が避難のための立退き指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、(略)</p> <p>ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難 (略)</p> <p>なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような (略)</p>	表記の整理
103	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p> <p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>1 市の措置</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略)</p> <p><u>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる</u>県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(3) 行方不明者の情報収集</p> <p>搜索・救助体制の検討等に活用するため、市長は、住民登録の有無に関わらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不</p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p> <p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>1 市の措置</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略)</p> <p><u>報告にあたり、</u>市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集</p> <p>搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無に関わらず、市の区域内で安否不明者・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p>	<p>防災情報システムの改修更新に伴う修正</p> <p>「災害時における安否不明者・行方不明者」</p>

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正案（令和4年11月修正）	備考
	明者として把握した者が、（略）	また、 <u>安否不明者</u> ・行方不明者として把握した者が（略）	死者の氏名の公表方針」の反映
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	第3節 自衛隊の災害派遣	第3節 自衛隊の災害派遣	
118	1 自衛隊における措置 (6) 連絡要員の派遣 自衛隊は、災害派遣要請を受けたときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。	1 自衛隊における措置 (6) 連絡要員の派遣 自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき、 <u>又は災害派遣要請を受けることが予想される</u> ときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。	表記の整理
	第5節 防災活動拠点の確保等	第5節 防災活動拠点の確保等	
122	3 防災活動拠点の区分と要件等 表中 3 広域防災活動拠点 要件 施設整備の記載内容 「倉庫等 宿泊施設」	3 防災活動拠点の区分と要件等 表中 3 広域防災活動拠点 要件 施設整備の記載内容 「倉庫等 <u>できれば</u> 宿泊施設」	表記の整理
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策	
	■ 基本方針	■ 基本方針	
123	○ 愛知県では、発災直後に上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、 <u>防災航空隊を設置している。救出・救助活動の実施に当たっては、この防災ヘリコプターの活用を考慮する。</u>	○ 愛知県では、発災直後に上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、 <u>防災ヘリコプターを用いた活動体制を整備している。</u>	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため
	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動	
124	1 市における措置 (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、 <u>市長（又は委任を受けた消防長）</u> はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。	1 市における措置 (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、 <u>市長等（市長から委任を受けた消防本部の長を含む）</u> はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。	表記の整理
	第2節 航空機の活用	第2節 航空機の活用	
125	1 市における措置 (2) 防災ヘリコプターの応援要請を行う場合は、 <u>愛知県防災航空隊</u> に対し、電話により次の事項を通報し、通報後、遅滞なく <u>防災航空隊</u> に対し、 <u>防災航空隊緊急出動要請書</u> をファクシミリにて送付するものとする。	1 市における措置 (2) 防災ヘリコプターの応援要請を行う場合は、 <u>名古屋市消防航空隊</u> に対し、電話により次の事項を通報し、通報後、遅滞なく <u>名古屋市消防航空隊</u> に対し、 <u>航空機隊支援出動要請書</u> をファクシミリにて送付するものとする。	「愛知県防災ヘリコプター支援協定」を廃止し、新たに

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (令和3年11月修正)	修正案 (令和4年11月修正)	備考								
126	<p>(3) 連絡先は、<u>防災安全局防災部消防保安課防災航空グループ</u>とする。 <u>ア 電話0568-29-3121 (一般連絡用)</u> <u>イ 電話0568-54-1190 (災害要請用) FAX 0568-29-3123</u></p> <p>(5) この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、<u>「愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱」</u>、<u>「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」</u>及び<u>「愛知県防災ヘリコプター支援協定」</u>の定めるところによる。</p>	<p>(3) 連絡先は、<u>名古屋市消防航空隊及び名古屋市防災指令センター</u>とする。 <u>ア 一般連絡用</u> <u>(名古屋市消防航空隊)</u> <u>電話 0568-28-0119 FAX 0568-28-0721</u> <u>イ 災害要請用</u> <u>(ア)名古屋市消防航空隊【8時45分～17時30分】</u> <u>電話 0568-54-1190 FAX 0568-28-0721</u> <u>(イ)名古屋市防災指令センター【17時30分～8時45分】</u> <u>電話 052-961-0119 FAX 052-953-0119</u></p> <p>(5) この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、<u>「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」</u>及び<u>「名古屋市航空機支援出動要請要領」</u>の定めるところによる。</p>	「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」を締結したため名称及び内容の修正								
126	<p>2 航空機の運用調整</p> <table border="1"> <tr> <td>附属資料</td> <td>5.1.10 <u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.5.3 ヘリポート可能箇所</td> </tr> </table>	附属資料	5.1.10 <u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u>		2.5.3 ヘリポート可能箇所	<p>2 航空機の運用調整</p> <table border="1"> <tr> <td>附属資料</td> <td>5.1.10 <u>愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.5.3 ヘリポート可能箇所</td> </tr> </table>	附属資料	5.1.10 <u>愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</u>		2.5.3 ヘリポート可能箇所	同上
附属資料	5.1.10 <u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u>										
	2.5.3 ヘリポート可能箇所										
附属資料	5.1.10 <u>愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</u>										
	2.5.3 ヘリポート可能箇所										
第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策		第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策									
第1節 医療救護		第1節 医療救護									
129	<p>6 医療救護班の編成及び派遣等</p> <p>(5) 重症患者等で設備、資材等の不足のため<u>医療・救護班</u>では医療ができない場合は、国立及び公立の病院、(略)</p>	<p>6 医療救護班の編成及び派遣等</p> <p>(5) 重症患者等で設備、資材等の不足のため<u>医療救護班</u>では医療ができない場合は、国立及び公立の病院、(略)</p>	表記の整理								
129	<p>9 災害救助法の適用の場合の経費負担</p> <p>(1) 災害発生の日から14日以内の医療について、医療に要する次の費用は、県の負担による。 <u>ア 医療・救護班</u>による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具修繕費の実費 イ (略) ウ (略)</p> <p>(2) 災害発生の日から7日以内の助産について助産に要する次の費用は県の負担による。 <u>ア 医療・救護班</u>等による場合は、使用した衛生材料の実費</p>	<p>9 災害救助法の適用の場合の経費負担</p> <p>(1) 災害発生の日から14日以内の医療について、医療に要する次の費用は、県の負担による。 <u>ア 医療救護班</u>による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具修繕費の実費 イ (略) ウ (略)</p> <p>(2) 災害発生の日から7日以内の助産について助産に要する次の費用は県の負担による。 <u>ア 医療救護班</u>等による場合は、使用した衛生材料の実費</p>	表記の整理								

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (令和3年11月修正)	修正案 (令和4年11月修正)	備考
	イ (略)	イ (略)	
130	10 記録等 (1) 県から派遣された <u>医療・救護班</u> に関するもの ア 診療記録 (附属資料: 様式第28号) イ 医薬品衛生材料使用簿 (附属資料: 様式第29号) (2) 市に関するもの ア 医療班、 <u>医療・救護班</u> の編成及び活動記録 (附属資料: 様式第30号) イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略)	10 記録等 (1) 県から派遣された <u>医療救護班</u> に関するもの ア 診療記録 (附属資料: 様式第28号) イ 医薬品衛生材料使用簿 (附属資料: 様式第29号) (2) 市に関するもの ア 医療班、 <u>医療救護班</u> の編成及び活動記録 (附属資料: 様式第30号) イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略)	表記の整理
	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	
	第1節 道路交通規制等	第1節 道路交通規制等	
136	2 自衛官及び消防吏員における措置 派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、(略)	2 自衛官及び消防吏員における措置 <u>災害</u> 派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、(略)	表記の整理
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	基本方針	基本方針	
146	○ 災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責務者である市長を中心として相互に連携をとり地域住民に対し、避難のための立退きを <u>勧告</u> ・指示して、(略)	○ 災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責務者である市長を中心として相互に連携をとり地域住民に対し、避難のための立退きを指示して、(略)	表記の整理
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	
148	1 市における措置 (4) 避難所の運営 カ 避難者への情報提供 (略) また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。 キ 要配慮者への支援 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、(略)	1 市における措置 (4) 避難所の運営 カ 避難者への情報提供 (略) また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。 <u>なお、Wi-Fi (無線LAN) が整備されている避難所については、Wi-Fi (無線LAN) を避難者に開放し、避難者自身がメールやSNS等による安否確認やWebサイトで災害情報の収集をできるように努めること。</u> キ 要配慮者への支援 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・ <u>児童委</u>	小中学校の体育館に災害時に一般開放できるWi-Fiを整備したため 児童委員の追記 (防災基本計画の

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正案（令和4年11月修正）	備考
		員、(略)	表記と統一)
	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
154	1 市における措置 (3) 米穀の原料調達 ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（ <u>政策統括官</u> ）に要請を行うことができる。(略)	1 市における措置 (3) 米穀の原料調達 ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（ <u>農政局長</u> ）に要請を行うことができる。(略)	国の組織再編に伴う修正
	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
164	表中 区分 第5節 通信施設の応急措置 機関名 欄： <u>電気</u> 通信事業者、(略)	表中 区分 第5節 通信施設の応急措置 機関名 欄：通信事業者、(略)	表記の整理
	第4節 下水道施設対策	第4節 下水道施設対策	
168	1 下水道管理者における措置 (1) 応急復旧活動の実施 イ ポンプ場、処理場 (略) また、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈 <u>澱</u> 池や塩素消毒池に転用する等により、(略)	1 下水道管理者における措置 (1) 応急復旧活動の実施 イ ポンプ場、処理場 (略) また、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈 <u>澱</u> 池や塩素消毒池に転用する等により、(略)	表記の整理
	第5節 通信施設の応急措置	第5節 通信施設の応急措置	
168	1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置	表記の整理
	第16章 道路災害対策	第16章 道路災害対策	
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	
178	表中 機関名：道路管理者 被害発生中 欄 ○ 他の道路管理者への応援要 <u>求</u>	表中 機関名：道路管理者 被害発生中 欄 ○ 他の道路管理者への応援要 <u>請</u>	表記の整理
	第17章 放射性物質及び原子力災害応急対策	第17章 放射性物質及び原子力災害応急対策	
	■ 基本方針	■ 基本方針	
181	○ <u>県内には原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、あらか</u>	○ <u>県及び市は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心と</u>	表記の整理

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正案（令和4年11月修正）	備考				
	<u>じめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害に対応する医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。</u>	<u>なって機能する</u> 原子力災害に対応する医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。					
	第20章 大規模な火事災害対策	第20章 大規模な火事災害対策					
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動					
192	表中 機関名：市 被害発生中 欄 ○ 避難 <u>情報</u>	表中 機関名：市 被害発生中 欄 ○ 避難 <u>指示</u>	表記の整理				
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置					
192	表中 区分：大規模な火事災害対策 機関名：市 主な措置 欄 1 (2) 避難 <u>情報</u>	表中 区分：大規模な火事災害対策 機関名：市 主な措置 欄 1 (2) 避難 <u>指示</u>	表記の整理				
194	<table border="1"> <tr> <td>付属資料</td> <td> 2.2 消防施設・設備等 5.1.1 消防相互応援協定 5.1.5 愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 5.1.6 小牧市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約 5.1.7 エルピーガス災害対策に関する業務協約 5.1.10 <u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u> </td> </tr> </table>	付属資料	2.2 消防施設・設備等 5.1.1 消防相互応援協定 5.1.5 愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 5.1.6 小牧市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約 5.1.7 エルピーガス災害対策に関する業務協約 5.1.10 <u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u>	<table border="1"> <tr> <td>付属資料</td> <td> 2.2 消防施設・設備等 5.1.1 消防相互応援協定 5.1.5 愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 5.1.6 小牧市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約 5.1.7 エルピーガス災害対策に関する業務協約 5.1.10 <u>愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</u> </td> </tr> </table>	付属資料	2.2 消防施設・設備等 5.1.1 消防相互応援協定 5.1.5 愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 5.1.6 小牧市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約 5.1.7 エルピーガス災害対策に関する業務協約 5.1.10 <u>愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</u>	「愛知県防災ヘリコプター支援協定」を廃止し、新たに「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」を締結したため名称及び内容の修正
付属資料	2.2 消防施設・設備等 5.1.1 消防相互応援協定 5.1.5 愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 5.1.6 小牧市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約 5.1.7 エルピーガス災害対策に関する業務協約 5.1.10 <u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u>						
付属資料	2.2 消防施設・設備等 5.1.1 消防相互応援協定 5.1.5 愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 5.1.6 小牧市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約 5.1.7 エルピーガス災害対策に関する業務協約 5.1.10 <u>愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</u>						
	第21章 林野火災対策	第21章 林野火災対策					
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動					
195	表中 機関名：市 被害発生中 欄	表中 機関名：市 被害発生中 欄	表記の整理				

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正案（令和4年11月修正）	備考
	○ 避難情報 ○ 県への防災ヘリコプター出動要請	○ 避難指示 ○ 防災ヘリコプターの応援要請	
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
195	表中 区分：林野火災対策 機関名：市 主な措置 欄 1 (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請	表中 区分：林野火災対策 機関名：市 主な措置 欄 1 (11) 防災ヘリコプターの応援要請	表記の整理
	林野火災対策	林野火災対策	
196	1 市における措置 (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、県に対して「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する（第5章第2節「航空機の活用」参照）。	1 市における措置 (11) 防災ヘリコプターの応援要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する（第5章第2節「航空機の活用」参照）。	「愛知県防災ヘリコプター支援協定」を廃止し、新たに「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」を締結したため名称及び内容の修正
	第24章 学校における対策	第24章 学校における対策	
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	
208	表中 機関名：市 事後 欄 ○ 教科書等の支給	表中 機関名：市 事後 欄 ○ 教科書等の給与（市立学校）	表記の整理
208	表中 機関名：私立学校設置者（管理者） 事後 欄 ○ 教育施設の確保	表中 機関名：私立学校設置者（管理者） 事後 欄 ○ 教育施設の確保	表記の整理

風水害・原子力等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正案（令和4年11月修正）	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <li style="padding-left: 20px;">(追加) ○ 応援の要求 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <li style="padding-left: 20px;">○ 教科書等の給与（私立学校等） ○ 応援の要求 	
	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
209	1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置 (1) 気象警報等の把握・伝達 (略) ア 県立学校等 (略) イ 市立学校等 (略) ウ 私立学校等 (略)	1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置 (1) 気象警報等の把握・伝達 (略) ア 県立学校 (略) イ 市立学校 (略) ウ 私立学校 (略)	表記の整理
	第4節 教科書・学用品等の給与	第4節 教科書・学用品等の給与	
211	1 市における措置 (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立小・中学校等の児童及び生徒に対して学用品等を給与し、就学の便を図るものとする。	1 市における措置 (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して学用品等を給与し、就学の便を図るものとする。	表記の整理
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第4章 被災者等の生活再建等の支援	第4章 被災者等の生活再建等の支援	
	第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付等	
226	1 市における措置 (1) 罹災証明書の交付 (略) なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする	1 市における措置 (1) 罹災証明書の交付 (略) なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。	記載の整理
	第5章 商工業・農業の再建支援	第5章 商工業・農業の再建支援	
	第1節 商工業の再建支援	第1節 商工業の再建支援	
229	実施担当 商工振興課、 <u>企業立地推進課</u>	実施担当 商工振興課、 <u>企業立地・次世代産業推進課</u>	組織改正による修正